

静岡県告示第415号

農林水産大臣から、次のとおり解除予定保安林にした旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年5月28日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
榛原郡川根本町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、志太榛原農林事務所及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）